

秋田市告示第37号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年2月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目27番28号

有限会社本間酒店

代表取締役 本 間 賢

2 委託期間

令和5年4月1日から同年11月30日まで